

麦の穂

題字：かまたみさ

第55号

2015年11月

特定非営利活動法人

麦の会

TEL&FAX

022-299-1279

〒983-0834 仙台市宮城野区松岡町 17-1 郵便振替口座 02200-8-46178

E-mail : muginokai@k5.dion.ne.jp <http://www.muginokai-koppe.com>

目次

・みやぎアピール大行動を終えて	飯嶋 茂	… 1p
・あっ君と	青柳 舞	… 3p
・カナダの友達	鳥海 修子	… 4p
・家族	阿部 央希	… 5p
・「風は生きよという」を見て	土屋 聡	… 6p
・障害を理由とする差別の解消を推進するための 条例のあり方（中間案）についての意見		… 7p
・みやぎセルフ協働受注センターの継続支援への要望書		… 8p

みやぎアピール大行動を終えて

飯嶋 茂

みやぎアピール大行動は、今年で9回目になりました。

1割の応益負担を打ち出した障害者自立支援法に反対する声が全国的に高まる中、宮城においても、障害種別の垣根を越え、県内 40 以上の団体が集まり、年1回の集会とアピール行進を行ってきました。コッペもその活動の一端を担っています。今後も“私たち抜きに私たちのことを決めないで”を合言葉に、県・仙台市にむけて私たちの要望を伝えていきたいと思えます。

以下に今年のアピール文を載せます。

「障害者総合支援法の見直しに向けて！ 私たち声を！」

～障害者権利条約を暮らしの中へ！～

みやぎアピール大行動 2015 アピール

2013年4年に施行された障害者総合支援法には「3年後(2016年4月)の見直し」が明記された。

- ①常時介護を要する障害者等に対する支援、移動の支援、就労の支援の在り方
- ②障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③障害者の意思決定支援の在り方、成年後見制度の利用促進の在り方

④手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

⑤精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

障害者の地域生活を支援する上できわめて重要で、具体的なテーマが並ぶ。しかし最大の問題点である応益負担の根拠条文は未だに残っており、見直しの対象にすらなっていない。

障害者総合福祉法を起案するための「骨格提言」が示したのは、障害者権利条約に基づいた「真の共生社会のあり方」であり、誰もが望んでいる「あるべき姿」のはずだ。

しかし、我々が望む制度とはなっていない。むしろ、遠のいているのではないかとさえ思わざるを得ない。

障害者が65歳になると(特定疾病は40歳)、介護保険が優先適用されるが、サービス量・質、負担額が大きく変わる課題が表面化している。昨年度検討されていた精神科病棟転換居住系施設も、6割の都道府県で具体的に設置するための条例が施行され、「待ったなし」の状況にある。

私たちは、このような状況にはっきりと反対の意志を示す必要がある。関わる法律や制度といった広いことだけでなく、日々の暮らしでの疑問や不自由さを意識すること、その一つひとつを解決することが「真の共生社会」へとつながっていくのだ。

この歩みを滞らせることなく前進させるためにも、私たちは、障害者自立支援法に反対する運動で連帯したように、多くの課題に対して連携を強める必要がある。みやぎアピール大行動に結集し、自信と誇りと決意を胸に、9回目の街へ出よう。

私たちは、今日この場に集まった仲間、集えずとも同じ思いを強くもっている仲間たちとともに、ここにアピールする。

記

1、国に対しては、次のことを要望する。

- 応益負担の根拠条文を廃止すること
- 「病棟転換型居住系施設」を撤回し、障害当事者の意向を尊重した地域移行施策を進めること
- 介護保険の優先適用を見直し、障害当事者の必要なサービスを保障し負担を増やさないこと
- 福祉予算を先進諸国並の水準に引き上げること

2、宮城県及び各市町村に対しては、次のことを要望する。

- 応益負担の根拠条文を廃止するように国に対して働きかけること
- 市町村の格差を生じさせないため、県は市町村への強い指導及び支援施策を行うこと
- 「病棟転換型居住系施設」に関する条例を廃し、当事者の意見を尊重した真の地域移行施策を実施すること。
- 地域生活支援事業の拡充をはかること
- 障害当事者のニーズにそった形で、災害時障害者支援体制を充実すること
- 障害当事者の意向を反映させた福祉施策の充実に努めること
- 障害者権利条約の理念に基づいた障害者差別禁止条例を制定すること

あっ君と

青柳 舞

昭和49年4月6日、あっ君の誕生日。妹の私とは4歳7か月差。この2つはずっと変わらないと思っていた。でも、平成26年12月27日、この日があっ君の天国での誕生日となって、私との年の差も一日一日縮まっていく。

あの日の早朝、母から電話をもらった時にどうしてすぐに私が迎えに行くと言わなかったのだろうか？入院になるかもと聞いた時、すぐに病院に向かえば間に合ったかも知れない。大学病院の入口から救急外来まで全力で走った。それでも意識のあるあっ君には会えなかった。医師からは絶望的な見解を言われたけれど、ベットで寝ているあっ君を見たら、大丈夫なんじゃないかって期待した。二十年前に入院した時も危なかったけど乗り越えたから。

結局、私の願いは叶わなかった。でも父が東京から戻る時まであっ君は待っていてくれた。大好きな人たちにも会えた。意識はないはずだけど、夢をみていたのか、泣いたり笑ったりしていた。あっ君は最大限やってくれたけれど、それでも生きていてほしかった。時間がかかっても退院して、私が手を引いて連れて帰ると思っていたのに。いくつも後悔があって、一年が経とうとしている今もあの日と同じくらい悲しく苦しい気持ちがある。けれど、家族を失って、後悔しない家族なんていないと思うから、この気持ちも自然に任せていたいと思う。

いつもあっ君を家に迎えに行った時は、あっ君と母が玄関前に出て待っていた。車を見つけると「ブーブ！」と言って、はにかんだ笑顔を見せる。コッペが迎えに来てくれた時もそうだった。

今はもう玄関で待つあっ君はいない。

急な別れで悲しませてゴメンと思っているかなあ。小さい頃はよくけんかをして髪の毛を引っ張られた。それでも私が泣いている時は、そばに来てじっと私の顔を覗き込んでいたあっ君。言葉はないし、手を握ったりもしないけど、それで十分だったのに。一歳の息子があっ君と同じように、泣いている私の顔を覗き込んだ時、あっ君の優しい気持ちはちゃんと受け継がれているんだと感じた。四歳の娘も「大丈夫！あっ君はお空にいるんだよ！」と励ましてくれる。小さい子供が苦手だったあっ君も、立派なおじさんの役目を果たしていたんだね。

そしてあっ君のもう一つの大事なお仕事、コッペ。あっ君にとってコッペは、家以外のもう一つの居場所であり、大好きな職場だった。大好きな人たちに囲まれて、とても幸せだった。仙台に越して来て、皆さんに出会えた事があっ君の人生を豊かにしてくれた。うれしいこと、楽しいこと、悲しいこと、怒ったこと、いろんな出来事にいろんな感情を持って、あっ君は生きていた。家族以外に見せる顔もきつと違っていただろう。現場監督として、あっ君はあっ君らしく過ごしたのだと思う。

お別れの会や偲ぶ会に来て下さった方、メッセージを送って下さったすべての方々に、感謝したい。あっ君のために泣いてくれた方、あっ君のために歌ってくれた方、「あっ君」と声をかけてくれた皆さんがいたからこそ、あっ君が幸せだったのだと信じている。

あっという間に一年が経とうとしているけれど、すごくすごく寂しいよ。この寂しさが消える事はないだろうけど、あっ君が心配しない程度に泣いて、また元気を出して、あっ君が可愛いと言いつつライバル視していた子供たちを育てていこうと思う。

私は、経理・事務を担当している鳥海と申します。
今回は、友達についてちょっと書いてみました。

カナダ・ユーコン州のホワイトホースに友達は住んでいます。
冬は、オーロラが見られる観光スポットだそうです、
私は、夏でしたので白夜でした。

16時間の時差と白夜に、「私はいつ寝るの」と体内時計を困らせました。

今から25年前、1年だけでしたが、友達は仙台に住んでいました。
その時に、知り合いになりました。

カナダへ帰国後は、文通やプレゼント交換、そして、最近
メールのやり取りで、ずっと付き合いは続いています。

大学生だった彼女は、結婚し、2人の女の子の母となりました。
年月の流れを感じます。結婚式に招待され、子供が生まれた
からと、会いに、私は5回カナダへ行きました。

昨年3月には、2人の子供を連れて来日しました。
京都、奈良、大阪を一緒に観光しました。子供たちが
私の車いすを押してくれて、とても幸せな時間を過ごしました。

子供たちは、すっかり日本が気に入ったようで、
「また来ます」と再会を約束して、見送ったはずでしたが・・・
5ヶ月後の8月10日朝、長女(15歳)が交通事故で
亡くなったとメールが入りました。

呆然としてしまい、信じられませんでした。すぐにでも飛んで
行きたい気分でしたが、とにかく来年にしようと・・・

今年の7月上旬1週間、友達に会いに行ってきました。
話したいことは、たくさんあるはずなのに、涙ばかりが
流れてしまいました。

2日目の朝、友達とアルバムを広げ、ゆっくりと思い出話を
語りました。そのあと、お花を持って、事故現場に供えてきました。
まだまだ未来があったはずなのに、わずか15歳で逝くなんで・・・

1年間、ずっと気にかけていたことでしたので、悲しさは、
消えませんが、気持ちは届いたと思います。

ユーコン川を眺めながら。友達とゆっくり散歩をしました。
お互いに、今を大切に・・・そして、またの再会を誓いました。

鳥海 修子

家族 阿部央希

本当の大家族って絆が
生活や暮らし大事です。

支えているのは基本な命かけて
希望の家族云々は阿部一家に
一人の姉が出来たこれが阿部大
家族になった増えていい家族に
なりました。本当の自分は姉
いると感謝です。よかった

ドキュメンタリー映画「風は生きよという」を見て

土屋 聡

10/18 ドキュメンタリー映画「風は生きよという」(宍戸大裕監督) 仙台上映会に行ってきました。主催は、筋ジス協会宮城県支部と仙台西多賀 ENJOY LIFE STATION。会場の仙台福祉プラザに着くと、お久しぶりの友人Yくんが来ていました。学生時代に私が初めて介護をしたときの当事者Kさんともお久しぶり。振り返ると25年以上のお付き合いです。学生時代に「さようなら CP」(原一男監督) 上映会をしたときにお会いしたNさんとはとても久しぶり。「宮城教育大学…だった土屋聡です」ってご挨拶。「逃げ遅れる人々」(飯田基晴監督) 大崎市上映会でご一緒したOさん、「みんなの学校」(真鍋俊永監督) 仙台上映会実行委員会で先週会ったばかりのSさんもいらしていました。そして宍戸監督にご挨拶しました。会場の席はほぼ埋まりました。さて、上映です。

メモを取りながら、観ました。メモをそのまま。

- ・「いかに死ぬか、いかに死なせるか」「なんで死だけが尊厳なの？」
- ・「どうせ高齢者」「どうせ重度障害者」
- ・「あの人は、あの人なりの分かり方」
- ・誰もが地域で暮らすということ。誰もが暮らしているから地域ということ。

上映後に、パネルディスカッションがありました。タイトルは「地域社会の中で重度障害と共に生きるために必要なものとは」。パネラーは、病院のソーシャルワーカー、訪問看護従事者、呼吸器利用者、地域で暮らし始めた当事者、監督。

宍戸監督のお話が心に残りました。呼吸器利用者に会ったことがなかったので、初めは見た目にびっくりしたこと。生活のあたりまえを知りたいと思ったこと。映画に登場するEさんに地域で一人暮らしを始めて、それを実感したエピソードを聞いたら、バスに乗って、自分でピンポンと押して、バスが止まったことと話していたこと。パネラーのTさんは、自分で食べたいものを食べたいように調理したことと話していて、なるほどと感じました。会場のOさん(県外からの参加)が、施設で暮らす友だちのことを話していて、とても興味深かったです。パネラーからも、施設の門限のことや、外出しづらい状況が話されました。「しょうがない」と感じてしまっていることの多さを考えました。もしも私に質問の機会があれば、パネラーの皆さんに「地域社会の中で重度障害と共に生きるために必要なもの」を単語1つで(1つが難しければ、3つでもいいですよ)答えてほしいと言おうと思っていました。また監督には、この作品をどんな方に観てほしいと思っているか、聴きたかったです。

多くの人は、カテゴライズという合理性を身につけています。瞬時に理解し有用なものや無用なものに分別し処理し、流れてくる次のものを瞬時に理解し有用なものや無用なものに分別し処理し…と、追われるように生きる現代。事実とか真実とか実際とは、おそらく瞬時に消化できるものではないのだと思います。名前がある一人ひとり。変わっていく毎日。めんどくさがりな人類ですが、思い込みではなく、きちんと出会ったり向き合ったり、出会い続けたり向き合い続けたりしなくちゃいかなあ。そんなことを感じました。

ドキュメンタリー映画「風は生きよという」(宍戸大裕監督)は、とても素晴らしい作品でした。監督のお人柄を感じさせる、穏やかで温かい描写でした。作品を作ってください、ありがとうございます。たくさんの方に観てほしいと強く感じます。それは、私もあなたもみんな、地域をつくる一人だからです。

仙台市では、障害を理由とする差別をなくし、共生社会を実現するための理念や基本的な施策を定め、市民全体の取り組みとして差別解消をすすめるため、条例を制定することとしています。(来年4月施行予定)

仙台市障害者施策推進協議会において議論がなされてきましたが、条例のあり方の中間案が取りまとめられ、パブリックコメントの募集がありました。

表の会としても以下のような意見を提出しました。

障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方(中間案)等に関する意見

1、条例の名称について

名称には、障害者差別禁止、もしくは、障害者差別解消等を入れ、条例が何を目指しているのかが明確に分かるようにするべきと考えます。

2、条例の実効性について

条例の実効性を担保するための仕組みを明確に規定するべきと考えます。中間案では相談から救済までの仕組みが不十分です。条例を作ることが目的ではなく、有効に活用できる条例でなければせっかく作った条例の意味が半減してしまいます。

3、見直し規定について

これまでの推進協議会の議論をみると十分に議論が尽くされているとは思えません。施行された後もよりよい条例にする努力が必要です。施行された後の状況を見て、見直しをかける規定は入れるべきと考えます。

4、「障害」の表記について

障害当事者にとっても、様々な意見があるところです。推進協議会でもいくつかの意見が出されています。どの表現をとっても、どこからか異論はでると思います。

条例としてどれかの表現を選択することになりますが、なぜ、その表現を使うことになったのか、その理由を文章にて説明する必要があると考えます。

5、条例の広報について

障害団体や関係団体へのヒヤリング、ココロンカフェの開催・シンポジウムの開催等、条例の制定へ向けた取り組みを行ってきましたが、まだまだ条例の存在そのものが知られていません。条例を生かして、差別の解消につなげる取り組みを進めていけるよう、条例制定後も、行政・福祉関係者・事業者・市民の方が協力して、広報に努めるべきと考えます。

以上

みやぎセルフ協働受注センターは、障害者事業所の販売支援などで大きな役割を果たしています。震災時には各地からの支援の受け皿にもなりました。しかし、その運営基盤は安定していません。そこで県に対して、みやぎセルフへの継続した支援を行うよう、県内の167カ所の障害事業所が連名で要望書を提出しました。以下に要望書をご紹介します。コッペも呼びかけ代表事業所として協力しています。(飯嶋)

2015年 9月 3日

宮城県知事 村井 嘉浩殿

要望書

特定非営利活動法人みやぎセルフ協働受注センター事業の継続支援をして下さい

我々の障害者就労支援事業所に協力頂いている「NPO法人みやぎセルフ協働受注センター」は、事業所の販売促進並びに工賃向上等のため、賛同事業所と共に平成16年に立ち上げました。当初は17事業所から始まり、徐々に加盟団体を増やし、現在92カ所(8月末現在)を数えるに至りました。特に震災時は、全国各地の支援の受け皿となり、被災各事業所への協力体制が認められ、その存在は大きくなっています。

主な事業としては、JR仙台駅での販売会に代表されるイベント販売の企画・斡旋、株主総会へのセット商品の納品等といった企業との連携、被災障害者事業所団体の「チームシーサイド」への販売支援協力等ではその成果が示されています。さらには、事業所職員への支援としての各種研修会の企画等、活動は多岐にわたっています。

また、障害者優先調達共同受注窓口にもなっており、その実績が各事業所より評価され、その結果、各事業所の工賃向上に大きく寄与しています。

しかしながら、当該法人の主な収入は宮城県からの委託事業に依存し、なおかつ単年度契約のため、運営の基盤は弱いものがあります。障害者就労支援事業所の販売促進をより一層進め、工賃向上を図るために、「みやぎセルフ協働受注センター」への安定した支援をお願いします。

上記の要望を加盟事業所の賛同署名を添えて提出いたします。

呼びかけ代表事業所	(社福)わらしべ舎	理事長	中村 晴美
	すずかけの里	施設長	佐々木哲夫
	のぞみ福祉作業所	施設長	畠山 光浩
	きらら女川	施設長	松原 千晶
	さくらんぼ	施設長	山崎 雅博
	アトリエ・ソキウス	施設長	大竹 理絵
	コッペ	施設長	飯嶋 茂

編集後記

- ・スペシャルオリンピックス日本・宮城設立20周年、クリスマスチャリティーコンサートのチラシを同封します。チケットあります。当日は、コッペのパン・クッキーも販売します。
- ・全国の障害者事業所の美味しい製品が掲載されているきょうされんのギフトカタログも同封します。贈り物・お歳暮にどうぞ。売り上げの一部はコッペにも還元されます。

飯嶋